様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

令和　元 年　 ５ 月 ３１ 日現在

機関番号：１５５０１
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2016～2018
課題番号：１６Ｋ０２７７１

研究課題名（和文）人間の認知能力の複合性と総称文の多様性

研究課題名（英文）Compound Cognitive Abilities and the Variety of Generic Sentences

研究代表者
岩部　浩三（Iwabe, Kozo）

山口大学・人文学部・教授

研究者番号：９０１７６５６１

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　900,000円

研究成果の概要（和文）：Leslieは総称文が人間のデフォルト的認知能力（生まれつきの直観的な認知能力）に基づいていると論じているが，デフォルト的認知能力に対応するのは英語では無冠詞複数形だけであり，定冠詞単数形や不定冠詞単数形は大人の認知能力（4歳以降に見られる数量的論理的認知能力等）を反映していることを示した。フランス語やドイツ語では総称文における冠詞の用法が英語と多少異なっているが，やはり総称文形式の使い分けが見られること，デフォルト総称文では冠詞の厳格な使い分けが存在しないこと，冠詞のない日本語における総称文も多様であり認知能力に対応した使い分けが見られること，等の見通しを得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義
総称文は，デフォルト的認知能力（生まれつきの認知能力）に基づいており，洗練された言語能力が発達する前から使用されることや，「イスラム教徒はテロリストだ」という例に見られるように総称文には社会的偏見と結びつくという負の面があることが近年の研究で指摘されている。本研究では，総称文には複数の形式があり量化や冠詞の使い分け等の洗練された言語能力を反映したものが別に存在すること，これらを複数の形式を正しく使い分けることによって社会的偏見を避けることが可能になることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Although Leslie argues that generic sentences are based on the human default cognitive ability, generics sentences are not uniform. It is known that English generics have three different forms and I have claimed that only the bare plural form corresponds to the default cognitive ability. The definite singular and indefinite singular forms reflect the logical and quantificational abilities that develop after the age 4. Generics in French and German are similar to the English ones except that the default forms are obviously different in form. Specifically, the definite article is missing in English, obligatory in French, and optional in German, which may suggest that children can use these default generics before they acquire the use of articles. The Japanese language also shows the variety of generic sentences that are used differently reflecting the compound cognitive abilities.

研究分野：英語学

キーワード：総称文　認知能力　冠詞

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９、ＣＫ－１９（共通）

１．研究開始当初の背景

総称文の研究は、2000 年代に入って Leslie が発表した一連の研究により、数量詞と総称文を同等に扱う量化分析から非量化的な分析に移行しつつある。総称文は子供が数量詞を身につける前から使用されており、生まれつきのデフォルト的認知能力に基づいているというのが Leslie の主張である。このデフォルト的認知能力は Kahneman の言う速い思考（システム１）に属するとされている。

しかし、英語総称文には最も一般的な無冠詞複数形（Bare Plural: 以下 BP と略記）のほかに不定冠詞単数形（Indefinite Singular: 以下 IS)、定冠詞単数形((Definite Singular: 以下 DS)があり、これらすべての総称文がデフォルト的認知能力に基づいているとは言えないのではないか、という疑問があった。Leslie 自身も 2009 年の論文で、無冠詞複数形と不定単数形・定単数形との間の差異を述べているが、デフォルト的認知能力が総称文の中の特定の形式に結びついているとの主張には至っていない。

２．研究の目的

デフォルト的認知能力に基づく総称文として注目すべきは、Striking Generic と呼ばれるもので、ごく少数にしか当てはまらないのに受け入れられる総称文である（Sharks attack bathers（サメは海水浴客を襲う）等)。Leslie によれば Striking Generic は危険回避のために使われることが多い。生命の維持という根源的な必要性から考えても、洗練された言語能力が身につく前の幼児期からこのような総称文が使用可能であることは重要である。その一方で、Striking Generic が人に適用された場合、社会的偏見につながるという負の面が出てくる（Muslims are terrorists（イスラム教徒はテロリストだ）等）ことも指摘されている。危険な個体がわずかでも含まれていれば、その種全体を避けるというのが Striking Generic の基本的な使い方であるので、ある意味でやむを得ない弊害であるとも言える。

本研究の目的は、人間の認知能力の複合性に基づいて、総称文の使い分けが可能であることを示すことにある。総称文はどの言語においても単一の形式をとらず、複数の形が認められるが、その理由は何か。複数ある総称構文の中で、使用上制限のゆるいものと厳しいものがあるが、それはなぜか。たとえば、Striking Generic が容認されるのは英語では BP だけであり、他の形式では容認されないことも示唆されているが、その理由が明らかになり、総称文の使い分けが明確に認識されることによって上で指摘した社会的偏見を克服することも可能になる。

３．研究の方法

上述した研究背景から、英語総称文について下記の「認知能力の複合性仮説」を定式化し、この枠組みの下で、英語総称文に対して観察されている諸現象を検証するとともに、他言語への適用を試みた。

「認知能力の複合性仮説」

（1）デフォルト的認知能力に対応する英語総称文の形式は BP である。3 歳以前の幼児は他の認知能力が未発達であり、IS や DS で区別されるような多様な読みは未分化の状態にある。

（2）大人になるにつれて（数理的・論理的）認知能力が発達し、総称文の読みの多様性が生じ、BP 総称文が多義的に感じられるようになる。多義性を区別するため、特定の読みに対応する別の形式が求められるようになり、IS や DS など有標の形式がそれを担う。ただし、デフォルト的認知能力は大人になっても失われず、BP はゆるやかで未分化な読みを表すこともできる。

４．研究成果

英語、フランス語、ドイツ語等の総称文において従来言語学的に観察されている内容の再吟味や、日本語に対する考察を通じて、「認知能力の複合性仮説」との整合性を検証し、以下の１０の所見に到達した。

（１）　どの言語にも、子供のデフォルト的認知能力、すなわち速い思考（システム１）に対応する総称文形式（デフォルト総称文）が存在する。

（２）　英語におけるデフォルト総称文は無冠詞複数形であるが、フランス語では定冠詞複数形である。また、ドイツ語のデフォルト総称文においては定冠詞が任意である。また、the Americans のような国民総体を表すような場合には英語においても定冠詞が現れることがある。

① Whales are mammals.　（英語）
（鯨は哺乳動物である）

② Les baleines sont de mammifères.　（フランス語）

③ (Die) Wale sind Säugetiere.　（ドイツ語）

（3） デフォルト総称文において、定冠詞の使用に言語間の違いがあること、あるいは一貫性を欠いていることから、デフォルト総称文は冠詞の使い分けが身につく前から使用されていると予測される。

（4） 不定冠詞単数形総称文は、物を一つひとつ数え上げるという量化を表す。量化は、遅い思考（システム２）に対応し、脳に負担をかける操作であり、数量詞と同様に大人の洗練された言語能力を必要とする。
① A square has four sides.　　（英語）
（四角形というものは４つの辺を持つ）
② Un carré a quatre cotés.　　（フランス語）

（5） フランス語には不定複数冠詞を用いた英語にはない総称文形式が存在する。これにより、複数のものを組にして数え上げるという操作が可能になる。①では双子を一組ずつ取り上げているが、これに対応する英語は存在せず、②の無冠詞複数形を使わざるを得ないが、この場合世界中の双子がみんな似ているという読みまで許容される。
① Des jumeaux se resemblent dans les plus petits détails.
(双子の片割れ同士は細かい点までよく似ているものだ)
② Twins resemble each other to the smallest details.
(双子は細かい点までよく似ている)

（6） 定冠詞単数形は、良く確立された種（Well-Established Kind）を表すと観察されている。これは相手の頭の中にある知識を想定しそれが共有されていることを前提とした用法であって、知的な蓄積を必要とするという点で大人の認知能力に対応すると考えられる。
① *The bottle* has a narrow neck.　（瓶）
② *The Coke bottle* has a narrow neck.（コーラ瓶）
③ ??*The green bottle* has a narrow neck.　（??緑瓶）

（7） 日本語には冠詞が存在せず、単複の区別もなされないため、大人の認知能力に対応する総称文において、特別な工夫が必要とされる。英語の不定単数形に対応する形式として日本語では「というもの」という表現が考えられる。英語の不定単数形には必然性が含意されるため、③は許容されるが②は不自然である。「というもの」を使った日本語総称文でも同様である。
① Tables have four legs.
(テーブルは４本脚である)
② ??A table has four legs.
(??テーブルというものは４本脚である)
③ A dog has four legs.
（犬というものは４本脚である）

（8） 日本語では、「ものだ」が必然性という法性を表す表現として確立しているが、自由関係節表現の「吠えるもの」とのつながりが予想される。
① 犬は[吠えるもの]だ。
② 犬は吠える［ものだ］。

（9） Striking Generic が可能であるのは、デフォルト総称文に限られる。したがって総称文形式の使い分けにより、社会的偏見につながる弊害を防ぐことが可能である。
① Muslims are terrorists.
② ??A Muslim is a terroist.
③ ??The Muslim is a terrorist.

（１０） Striking Generic は二重否定文に書き換えられるように見えるが、両者は論理的には別のものである。二重否定は複雑な論理演算を必要とし、大人の認知能力を前提としていると考えられるが、デフォルト総称文と違って社会的偏見を引き起こさない。
① イスラム教徒はテロリストだ。
② イスラム教徒がテロリストでないとは言えない。

以上の所見は、いずれも今後の研究によってさらなる検証が必要とされる仮説であるが、二種類の認知能力と対応させた表にまとめると次のようになる。

速い思考（システム１）:
・子供の認知能力（危険回避・直観的行動、社会的偏見、脳の負担小）
・デフォルト総称文：冠詞の使い分けが（厳格で）ない、複数形の使用、Striking Generic 可能

遅い思考（システム２）:
・大人の認知能力（社会的偏見を避ける論理的行動、脳の負担大）
・総称周辺構文：冠詞の使い分け(不定冠詞単数、定冠詞単数、不定冠詞複数)、量化（数量詞、法性）、二重否定

５．主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計３件）

① 岩部　浩三、総称文の謎を認知能力の複合性から解く、JELS、査読有、No.36、2019、24-30
② 小田　涼、岩部　浩三、二宮　哲、東郷　雄二、総称文の対照言語学--英語・スペイン語・フランス語における総称、フランス語学研究、査読有、No.52、2018、113-121
③ 岩部　浩三、総称文の多様性と認知能力の複合性--社会的偏見の克服に向けて、英語と英米文学、査読無、No.51、2016、1-16
http://www.lib.yamaguchi-u.ac.jp/yunoca/handle/C080051000001

〔学会発表〕（計２件）

① 岩部　浩三、総称文の謎を認知能力の複合性から解く、日本英語学会、2018
② 岩部　浩三、総称文の多様性と認知能力の複合性仮説、日本フランス語学会、2017

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。